

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項（定期監査）及び第7項（財政援助団体等監査）の規定により執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和3年10月19日

桑名市監査委員

久 徳 直 矢

伊 藤 正 広

倉 田 明 子

令和3年度
(前期分)

定期監査等結果報告書

桑名市監査委員

目 次

1. 定期監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所	1
(2) 監査の方法	1
(3) 監査の主眼	1
(4) 監査の結果	1
(5) 意見・要望	2

2. 財政援助団体監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所	2
(2) 監査対象補助金	2
(3) 監査の方法	2
(4) 監査の主眼	3
(5) 監査の結果	3
(6) 意見・要望	3

令和3年度定期監査等結果報告書

1. 定期監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所

実施年月日	監査の対象	実施場所
令和3年5月11日	大山田地区市民センター（大山田まちづくり拠点施設）	同左
6月3日	正和中学校、七和小学校、星見ヶ丘小学校、陵成中学校	同左
6月4日	陽和中学校、伊曾島小学校、長島中学校、 長島北部小学校	同左
6月7日	精義小学校、大和小学校、大成小学校（成徳南幼稚園）	同左

*上記以外の地区市民センター、幼稚園、小学校、中学校については、監査調書の提出をもって監査を実施した。

(2) 監査の方法

桑名市監査基準に準拠し、令和2年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類等との照合、点検等を行うとともに、所長・学校長等から主な事務や事業について、概要の説明及び過去の指摘事項の是正・改善の顛末を聴取することにより監査を実施した。

(3) 監査の主眼

監査実施計画に掲げる内容を主眼として実施した。

- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- ・経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか。
- ・事務の執行が、合理的かつ効率的に行われ、法令や例規等の定めるところに従って適正に行われているか。

なお、現金及び預金等の取り扱い状況および施設の安全管理状況を重点項目とした。

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行について、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類等と照合・点検したところ、合理的かつ効率的な執行と管理が行われており、本報告書に「意見・要望」と記載したもののほかは、概ね適正と認められ、公表すべき重大な不備は見られなかった。

なお、監査時に気付いた事務処理上の軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて是正・改善状況の報告を受けた。

(5) 意見・要望

(大山田地区市民センター、大山田まちづくり拠点施設)

- ・業務マニュアルの整備を進められ、業務の標準化と不適切な事務処理の予防に努められたい。

(市立小学校・中学校・幼稚園)

- ・保管する預金通帳について、現金取扱事務のリスクを低減させるため、現金出納簿を備え付け、出入金の記録を随時行うことで通帳残高との整合性の確保に努められたい。

(教育委員会事務局)

- ・事務の効率化の観点から、教育扶助の給食費に関する事務を見直し、学校を介することなく給食業者へ支払いが行われるよう検討されたい。
- ・学校における債権発生防止と事務の効率化の観点から、就学援助事務を見直し、申請と同時に受領等の委任がなされるよう関連規則の見直しを行われたい。
- ・市立小・中学校および幼稚園における公金等の取り扱いに関し、会計管理室の定めた「桑名市公金等取扱基本マニュアル」に準じた取り扱いとするよう指導されるとともに、教育委員会の実情に即した公金等取扱マニュアルの作成について検討されたい。

2. 財政援助団体監査

(1) 監査実施年月日、監査の対象、実施場所

実施年月日	監査の対象	実施場所
令和3年7月8日	公益社団法人桑名市シルバー人材センター	同左

(2) 監査対象補助金

補助事業名	令和2年度交付額
桑名市高年齢者労働能力活用事業費補助金	16,000,000円

(3) 監査の方法

桑名市監査基準に準拠し、令和2年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書や関係書類に基づき、当該補助金に係る関係諸帳簿、証拠書類等を照合・調査する方法で監査を実施した。

(4) 監査の主眼

市が財政的援助を与えている団体に対し、当該補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、所管部局の当該団体に対する指導監督は適切に行われているかを主眼とした。

(5) 監査の結果

令和2年度に市が補助金を交付した事業について、事前に提出を求めた監査調書とともに、関係諸帳簿、証拠書類等について関係者から説明を聴取して監査を実施した結果、本報告書に「意見・要望」と記載したもののほかは、概ね適正と認められ、公表すべき重大な不備は見られなかった。

なお、監査時に気付いた事務処理上の軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて是正・改善状況の報告を受けた。

(6) 意見・要望

(公益社団法人桑名市シルバー人材センター)

- ・購入した郵便はがき等の一部について、郵券等受払簿への記載がされていない事例が見受けられた。郵便はがき等は換金が容易な金券であることから、管理を徹底されたい。

(介護高齢課)

- ・補助金事務に関し、予算書及び決算書が補助金交付団体全体のものが使用されていた。補助金の交付申請及び実績報告の審査については、補助対象経費や負担状況等を適正に確認する必要があることから、当該補助金交付要綱にて補助対象経費を明確にし、事業に即した予算書及び決算書を徴取するよう努められたい。